

はくぶつかんの部屋 13

～博物館で収集・保管するということ～

宜野湾市立博物館では、市の土地に由来し、市民の生活に由来のある資料と、それらに関連する資料を収集し、幅広い層に伝えるための仕事を行っています。その内容は、資料の

「収集・保管」「調査・研究」「活用」の3つに分けることができます。今回は、その中でも「収集・保管」について紹介します。

博物館にある資料の多くは、市民の皆様からご提供頂いたもので、その数は、7,733点(平成25年3月現在)に及び、博物館で大切に保管しています。

これら資料の中には、ひと昔前まではどの家庭でも目にする事ができた物も多く、企画展などを観覧した際に、「いつかこんな日用品も集めているのだから」と疑問に思う方もいらっしゃるかもしれません。しかし、そのような身近にある物だからこそ、現代における急激な生活様式の変化に伴って、道具の移り変わりも早く、使用方法などの根本的なことが忘れられることも少なくありません。一つの資料に秘められた先人たちの知恵や工夫

を学び、未来に伝えるためにも、博物館で収集・保管を行うことには大切な意味があるのです。

また、ご提供頂いた資料を登録した後、展示や教育普及に活用することも博物館の大切な役割の一つですが、それぞれの活動はテーマや時代設定を考慮して行うので、全ての資料が常時使用されるとは限りません。そこで博物館では「新収蔵品展」を開催し、新しく博物館に登録された資料を、展示公開しています。この度、資料をご提供くださいましたみなさま、誠にありがとうございました。

今年度は、23・24年度に、ご提供いただいた計62点の資料を展示致します。この機会に、博物館まで足を運んでみてはいかがでしょうか。



▲H23・24年度 新収蔵品 (一部)

「H23・24年度 新収蔵品展」
 ■期間: 5月22日(水)～6月9日(日)
 ■場所: 市立博物館 ■入場: 無料
 ■問合せ: 市立博物館 ☎870-9317

茶ぐわーゆんたく 108

1963年の新行政区

宜野湾市には現在20の行政区があり、現行のような行政区が施行されたのは、今からちょうど50年前の1963(昭和38年)に設定された「新行政区設置規定」にさかのぼることができます。

宜野湾市で「新行政区設置規定」が誕生した背景には、62(昭和37)年に立法院で「市町村自治法」の一部が改正されたこと、従前の区長制度は「市町村自治法」第108条に法的根拠を持っていませんでしたが、同法第108条の削除が立法院で可決され、これまでのような区長制度は廃止されることになりました。

これに伴って、各市町村では独自の行政体系を立案・整備しなければならなくなりました。奇しくも62年に市政が施行された宜野湾市では、市政の浸透を図るという目的も手伝って、新行政区の設定に向けての検討に入りました。

一方、宜野湾市では基地が建設されたことによって、例えば旧安仁屋区民のように、戦後は郷里の行政区に帰ることのできない、市内各地に四散している市民が多数いました。その結果、戦後の宜野湾市は、字を主体とした従前の行政区域と旧区民とが必ずしも一致しないという状況を長年の課題として抱えていました。

こうした事態を解消すべく、新行政区を設定する際は、居住可能な行政区画を設定したうえで実際の居住者が区民登録をなす、属地主義が徹底されました。

以上のような経緯をふまえ、新行政区は翌64(昭和39)年1月1日より施行され、現在に至っています。

(文責 清水史彦)



「宜野湾市新行政区設置区域図」(1963年作成)

「宜野湾市史」への問合せ
 文化課 市史編集係(市立博物館内)
 ☎870-9317